（測地観測センターに置く課）

第六十七条　（略）

（衛星測地課の所掌事務）

第六十八条　衛星測地課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（削る）

三　前二号に掲げるもののほか、測地観測センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（電子基準点課の所掌事務）

第六十九条　（略）

（地殻監視課の所掌事務）

第七十条　地殻監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　地震調査研究推進本部の庶務（地震調査委員会に係るものに限る。）及び火山調査研究推進本部の庶務（火山調査委員会に係るものに限る。）の処理を行うこと。

第七十一条～第八十四条　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（測地観測センターに置く課） **第六十条**　（略） （衛星測地課の所掌事務） **第六十一条**　衛星測地課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　（略） 四　前三号に掲げるもののほか、測地観測センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （電子基準点課の所掌事務） **第六十一条の二**　（略） （地殻監視課の所掌事務） **第六十二条**　地殻監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） （新設） **第六十三条～第七十六条**　（略）	（測地観測センターに置く課） **第六十七条**　（略） （衛星測地課の所掌事務） **第六十八条**　衛星測地課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　前二号に掲げるもののほか、測地観測センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （電子基準点課の所掌事務） **第六十九条**　（略） （地殻監視課の所掌事務） **第七十条**　地殻監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　地震調査研究推進本部の庶務（地震調査委員会に係るものに限る。）及び火山調査研究推進本部の庶務（火山調査委員会に係るものに限る。）の処理を行うこと。 **第七十一条～第八十四条**　（略）
（災害査定官） **第四条の五**　（略） 2　災害査定官は、国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、水道、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定のための査定に当たる。 3　（略） （防災室） **第四条の六**　（略） 2　防災室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略）	（災害査定官） **第四条の五**　（略） 2　災害査定官は、国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定のための査定に当たる。 3　（略） （防災室） **第四条の六**　（略） 2　防災室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略）